

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第11回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年2月21日（金曜日）13：00～18：25

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜聴取対象者＞ ① 生活保護業務の前査察指導員兼主幹
② 生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査

1 関係者聴取について

生活保護業務の前査察指導員兼主幹及び生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）の2名の職員にそれぞれ会議への出席を求めて聴取を行った。

なお、関係者聴取を行うに当たり、委員長から聴取を受ける前査察指導員兼主幹及び生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）の職員が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示が事務局にあったことから、事務局職員の出席も最小限とし、生活福祉課の職員も立ち会わずに行った。

2 関係者聴取における主な質疑内容

① 生活保護業務の前査察指導員兼主幹に対する聴取内容

- (1) 委員から前査察指導員兼主幹に対して、生活保護業務に従事した経歴と内容、査察指導員となった経緯や業務の内容、当時の生活保

護所管課の状況等について聴取が行われた。

(2) 委員からの質問に対し前査察指導員兼主幹は、主に次のような回答を行った。

- ・生活保護業務の所管課には二度在籍しており、一度目はケースワーカーとして、二度目はケースワーカーを経て、主幹となった後、前任の査察指導員兼主幹が長期の病気休暇となり、査察指導員を務めることとなったこと。
- ・前任の査察指導員兼主幹が病気休暇となったことで、事務の引き継ぎなどが十分行われなかったこと。
- ・生活保護の経理担当の事務の経験はなかったこと。
- ・当時、生活保護業務での職員の不正に関しては、ケースワーカーによるものが主であったことから、ケースワーカーに現金を扱わせないということが、職員の不正への主な対策であったこと。
- ・当時、ケースワーカーも10人近くなり、また3年以上のベテランのケースワーカーが3人であったことから、査察指導員として1人でみなければいけない状況であったこと。そのような状況の中で、業務に追われて、なかなか職場での会議や新人への職場研修といったことが実施できない状況であったこと。
- ・生活保護業務の経理担当が産前産後休暇、育児休業（以下「産休・育休」という。）を取得した後、本件元職員が経理担当に就いたのは、最終的には課長の決定になるが、当時の状況では、本件元職員以外に即戦力となる者がいなかった状況にあったこと。
- ・本件元職員が経理担当に就いた後も、3ケースほどは、非常に対応が困難なケースであったりしたことから、生活保護受給者との関係では本件元職員が対応せざるを得なかったこと。

- ・生活保護電算システムについては、当時の課長のパソコンには導入されていなかったこと。
- ・査察指導員として、ケースファイルの確認と保護決定調書の決裁が主な業務であったので、その確認・決裁を行っていたこと。業務は非常に多忙であったことから、査察指導員である自分が確認をする前に、経理担当を務めていた本件元職員に保護決定調書の決裁の確認（下調べ）などをお願いしていたこと。しかし、書面の決裁は、すべて自分が確認して押印しており、決裁印を本件元職員に預けるようなことはしていなかったこと。
- ・当時体調を崩し、平成23年4月中旬には診断書もでていたが、引継ぎのことなどですぐに休むことができず、同年5月になって病気休暇をとるようになったこと。
- ・産休・育休を取得していた経理担当の職員が平成23年4月に復帰した後、生活保護電算システムにおいて、1人の生活保護受給者に数千万円もの支給履歴が入力されていたということは聞いていないこと。
- ・平成22年度の経理が2万円ほど合わないという報告や、葬儀業者への支払いがされていないという事案の報告は受けていたこと。2万円の件については、本件元職員が合わせるようにすることで対応したが、葬儀業者の支払いの件については、ケースワーカーが事務処理を誤ったものと思い込んだことや、体調を崩していたこともあり、上司である課長、部長にも報告せず自分が立て替えて支払う処理をしてしまったこと。
- ・生活保護費に係る口座通帳の中身については、前任者も確認をするようなことはしていなかったし、自分も確認をするようなこと

までしていなかったこと。

- ・生活保護所管課にあった大量の個人印については、行旅病人などで支給が必要となった場合に、印鑑のない行旅病人などに受領印として買い与えていたもので、このような受給者については、再度、来所することなどがあり、そのような時に備えて保管していたものであること。

② 生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）に対する聴取内容

(1) 委員から生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）に対しては、生活保護電算システム上の用語である経理状況登録、締め処理などの用語の確認や定例支給及び追加支給における生活保護電算システムにおける業務の流れについて確認が行われるとともに、主に追加支給の定例支給化についての聴取が行われた。

(2) 委員からの追加支給の定例支給化に対する聴取に対し生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）は、主に次のような回答を行った。

- ・生活保護電算システムを用いて事務処理を行っている関係で、定例支給については締め処理を行っていて、経理担当が各ケースワーカーに支給対象者と支給金額の一覧表を渡して確認をし、その確認をもってシステム上、締め処理を行っていたこと。
- ・従前は追加支給については随時に支給していたが、新たに追加支給について、一定の期日（定例日）を設けて支給する「追加支給の定例支給化」を行うようになったこと。
- ・追加支給の定例化に伴い、支給対象者と支給金額が特定された伝票を起票し、会計課の審査を経て支給されるようになったこと。

- ・口座振込みによる支給は、金融機関に事前にデータを送る必要があり、即応性が求められる支給には適さないため、追加支給の随時払いを無くすことは難しいこと。

3 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会は、委員長から生活保護業務のケースワーカー（現業員）の2名程度から聴取したい旨の発言があり、その人選と聴取を受ける関係者が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示が委員長からあった。また、次回の関係者聴取に関しても非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。

以 上